

令和 7 年度第 1 回消費生活審議会 委員意見

	ご意見の概要	対応等
1	・第 2 次計画数値目標達成状況のうち、No. 7 の出前講座実施市町村の割合について、市町村が主催した講座のみならず県民生活センターが実施した市町村も含めてよいと思う。	・第 2 次計画数値目標については、消費者庁における現況調査に基づき算出している。第 3 次計画においては、県民生活センターで実施した出前講座を含めた数値を目標とすることを検討していく。
2	・県内の消費生活相談員を増やすため、積極的に支援をしてほしい。	・他都道府県の状況を踏まえ、調査・研究していく。
3	・数値目標達成状況のうち、No. 8 学校給食における地場産物の使用割合は、金額ベースだけでなく、学校の割合はどの程度あるのか。	・数値目標として設定している使用割合（金額ベース）は、文部科学省調査で対象とされている施設により算定している。 ・給食における地場産物の使用については、県内全ての学校で取り組んでいる。
4	・数値目標達成状況のうち、No. 6 について、公立でも私立でも一律な教育を受けられるよう対応してほしい。	・公立・私立を問わず、県内全ての高校・特別支援学校において実施している。
5	・産地を偽った通販サイトにおける購入者から問い合わせが複数あり、産地として注意喚起を行った事例があった。このような場合、全国の消費者へ向けた注意喚起ができるのか。	・消費者庁及び国民生活センターにおいては、個別事案については対応してしないとのこと。 県民生活センターのHPから注意喚起をすることは可能。 県民生活センターのHPに掲載。 山梨県消費生活緊急情報としてメール送付。
6	・30・40代の間層へ向けた消費者教育や情報発信を行う必要がある。	・30・40代は子育て世代でもあるので、学校に向けて、保護者会における出前講座をR6は6回実施。引き続き、周知を図る。 ・R6・7年度にSNS向け動画広告を作成、YouTube や Instagram 等において内容・時期でターゲットを絞って広告配信を行っている。
7	・海外サイトにおけるトラブルが増加している中、現行法では対応が難しいようだが、今後何らかの対応をする必要がある。	・消費生活相談等の状況に応じて、県のHPやSNSを通じて注意喚起を行う。